

～新たな壁？106万円の壁～

最近新聞に『106万円の壁』という記事を、よく目にしませんか？103万円ではなく106万円です。TAX NEWSでは、以前『103万円の壁』をとりあげました。実はこの壁に関係します。今回の記事は、この106万円の壁です。

I 女性の社会進出促進にブレーキか？

106万円の壁の正体は、**社会保険**で扶養に入るかどうかの判定となる収入です。第26号のTAX NEWSでは、社会保険における『壁』は130万円とお伝えしました。ご参考に、その記事を抜粋します。

ご参考:TAX NEWS第26号 IV 社会保険は『130万円の壁』

社会保険の扶養もあわせて見てみましょう。社会保険の扶養から外れるかの判定は、配偶者の給与収入(注2)ベースで130万円(注3)を境に行います。配偶者が扶養に入れば、社会保険(健康保険・国民年金保険)の負担はありません。配偶者の収入が要件を満たさない場合(注4)は、単独での社会保険の負担が生じます。

(注2)この収入には、**通勤手当が含まれます**。

(注3)130万円未満で、同居の場合は夫の収入の半分未満(協会けんぽの場合)

(注4)支給実績ではなく、見込みの金額となります。例えば、妻が産休明けにフルタイム勤務で復帰し、年130万円を超える収入を得る見込みとなった場合は、その時から扶養から外れます。

この要件に一部改正があり、平成28年10月より一定の会社に関しては、130万円の壁を106万円に引き下げられることとなりました。この要件は、次の5つです。

<106万円の壁が適用される要件>

勤務時間が週20時間以上

月収が88,000円以上
(見込年収106万円)

勤務先が従業員501人以上

勤務期間が1年以上の見込み

学生以外

II 注意すべきこと

①配偶者がどこで働いているか。

上記でもあるように、従業員数の要件があります。今回の『壁』の影響を受けるのは、一定規模の大企業になることと思います。したがって、自社での注意ではなく、自社で働く社員のご家族が、どこで働いているかがポイントになってきます。『大手スーパーのレジのパート』。このケースは該当するかもしれません。

②通勤手当は、月収88,000円(見込年収106万円)に含まれます。

通勤手当は含んだところで判定します。配偶者がバス等の交通機関を利用して通勤している場合、注意です。今までは、(所得税の扶養の範囲である)年収103万円を気にして勤務を検討していれば、社会保険も問題なく扶養の範囲となっていました。が、今後は注意が必要です。

・所得税の扶養判定…通勤手当は、(一定範囲で) **含めません**。

・社会保険の扶養判定…同上は、**含めます**。

III デメリットだけなのか？

社会保険の扶養について、今回とりあげました。新たに加算となった場合は、個人として社会保険の負担が生じて、月収の手取りは今までより減るでしょう。しかし、会社も社会保険を負担してくれて、将来受取る年金も厚生年金となります。将来の安心になることでしょう。短期的な損得だけでなく、長期的な検討も必要です。

誰もが働きやすい社会を目指すのが、今の政治の課題です。今後も社会保障と税制について、目が離せません。